

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の 延長に関するQ&A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市や区等にあります。(町村の場合は、町村が窓口を設置している場合と、都道府県が設置している場合があります。)

お住まいの地域の窓口はこちらでご確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。

自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申込みには何か必要ですか？

A. 延長申請書、借用書(延長貸付分にかかる借用書)をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年9月末までとなります。